

陳情第 2 1 号		受理年月日	令和 7 年 3 月 2 5 日
付託委員会		保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	排泄課題を抱える障害者及び障害児への日常生活用具認定に関する陳情について		
要 旨 5 歳の息子は療育手帳（重度）を持っており、幼稚園を週 3 日、事業所を週 2 日利用している。発語は「ママ」等限定的で、理解する単語はあるものの意思疎通は難しい。自立歩行は可能で、活動的である。 言葉での表現が難しいこともあり、尿意を感じているかは不明確である。トイレへ連れて行き成功することもまれにあるが、便座へ座れる時間が長くないため、タイミングが合わないとき難しい状態である。また、排尿量が増え一度の排尿でおむつ交換が必要となっているため、排尿の確認回数も増えてきている。さらに、自宅以外のトイレだと座ることも難しい状況である。これらの理由により、24 時間おむつ生活であり、トイレで排尿できるようになることを願っていた。 排泄予測支援機器は、超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿のたまり具合を 0 から 10 で数値化する。その数値は専用タブレットや自身のスマートフォンで確認でき、それにより排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助者に通知するものである。我が家では、自宅や利用している事業所で活用しているが、尿意のタイミングを把握しやすくなり、声かけも適切なタイミングでできるようになった。 また、子供の尿意に対する表現や認識を高めるためにも使用しており、排尿記録のデータから、頻度やタイミングも確認している。その結果、トイレでの排尿成功が増え、失敗やトイレへ連れて行っても空振りということが少なくなっている。また、子供自身もトイレに対する意識が高くなってきたようで、トイレへ行くことが習慣化してきた。今後は、幼稚園でも相談しながら早くおむつを取りたいという意思とトイレで排尿できる実績とを伝え、排泄予測支援機器を活用していきたいと考えている。			

(続 く)

このように、尿意不明な障害者及び障害児にとって排泄予測支援機器は非常に有用である。また、令和4年4月に特定福祉用具に認定され、介護保険適用となっている。

令和6年3月の障害保健福祉関係主管課長会議資料「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。」と記載がある。これに基づき、障害者及び障害児にも負担が少なく購入できるよう、排泄予測支援機器を本市において日常生活用具として追加認定していただきたい。